## 理事のひとこと

## FAX1枚、100万円(医療機関存続の危機)

監事 荻 荘 則 幸

ハローワークに看護師等の求人募集を申し込 み、掲載されると、東京を中心とした職業紹介 事業者(人材紹介会社)から"看護師紹介しま す"のFAXが山のように届きます。厚労省の 以前(平成25年)の調査でも雇用している看護 師の紹介会社からの紹介率は約40%、(医師は 約30%) に迫っていました。紹介会社が扱う職 種は医師、看護師、保育士、介護士、ケアマネ、 レントゲン技師、リハビリスタッフ(PT、OT、 ST)、検査技師、・・・等々、ほとんど全ての 職種を網羅しています。最近の介護業界では、 なんと無資格の人も紹介してきます。つまり、 やる気があるので雇用先で教育して資格を取ら せなさいという事です。ちなみに、紹介手数料 は、推定年俸の20~35%が多いようです。紹介 会社の手数料収入は過去10年間で約10倍に増大 しているといわれています。

この有料職業紹介会社の手数料の制度には、①受付手数料(上限710円)と②紹介手数料があり、さらに、この②中には紹介会社が手数料割合を自由に決められる"届出制手数料"があります。当然、多くの紹介会社は②の届け出制手数料を採用しています。この手数料の割合が前記の20~35%となっています。つまり、推定年俸が500万円とすると手数料は100万円以上となります。

ここで手数料100万円はどこから出ているのか?また、紹介された人材の適性や能力がこの手数料に見合っているのか?という疑問があります。

求人先が病院、診療所、福祉施設とすると、 この手数料の原資は税金、保険料が多くを占め ていることです。つまり、国民の負担となって います。

この手数料が紹介されてくる求職者の適正な教育、研修に使われることは少なく、紹介会社のネット上の広告費、一般ブロガーを含む、メディア運営者にも幾らか支払われています。つまり、求職者が登録をすると運営者に1人あたり、ン万円の報酬が支払われるらしいです。(アフィリエイトシステム)こうして紹介料は、高額になるといわれています。

高額な手数料を支払っても優秀な人材と求人 先がうまくマッチすれば、いいですが、、、

しかしここで注意すべき事があります。まず 求人先が紹介会社と契約を結んでから紹介会社 から連絡があり、求職者との面接になります。 この契約書には求職者に、求人先から推定年俸 の何%が手数料で紹介会社に支払われるという 事を知らせる交付義務があります。また、面接 での採否にかかわらず、その後1年間は求職者 に紹介会社を通さずに直接連絡をとった場合、 契約違反行為として直接交渉禁止の違約金(推 定年収の総額、もしくは手数料の総額)を請求 されることがあります。また、その後、ハロー ワークを通して新たに、この求職者が募集して きて、もし雇用すると、この期間内ですと違反 になることがあります。なんとなく憲法22条の 職業選択の自由に抵触しているのではないかと いう気がしています。

今後、市、県医師会も紹介事業の届出を行ない、妥当な手数料で医療機関に人材を紹介しては、いかがかと考えています。

このままでは医療機関の存続の危機です。